

令和2年度採用 登別市会計年度任用職員募集要項

～新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、次のいずれかに該当する
市内在住又は登別市に住民登録のある方を優先して採用します。～

対象となることがわかるもの（解雇通知書の写し等）を添付してください。書類が用意できない場合は、志望動機に詳しい経緯をご記入下さい。
※対象とならない方も応募可能です。

▼対象となる方

- ①新型コロナウイルスの感染拡大の影響で就職内定取消になった
- ②新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業主都合で離職（アルバイト含む）した

1. 募集職種及び勤務条件等

別表のとおり

補 足

- ・年齢要件はありません。
- ・表中の報酬のほかに、費用弁償（通勤にかかる費用。勤務地まで片道2 km以上の方が対象）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当（該当の職種のみ）があります。
- ・健康保険、厚生年金及び雇用保険の保険料を報酬から控除します。
- ・厚生年金等を受給している場合、給与収入により年金額の一部が減額されることがあります。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- ・勤務条件等は現在の計画案に基づくものであるため、変更が生じる可能性があります。

2. 任用期間

別表のとおり

※任用の日から1か月は条件付き採用であり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

※再度の任用はありません。

3. 申込方法

専用の申込書に必要事項を記入の上、人事グループ（市役所本庁舎3階）まで持参してください。

- ・申込書配布場所 人事グループ、市内各支所、市公式ホームページ

- ・ 申込期間 随時
- ※土・日曜日、祝日は受け付けません。

4. 試験について

- ・ 試験方法 面接試験及び書類選考
- ・ 試験日時 随時（詳細は個別にご連絡します。）
- ・ 場 所 登別市役所

5. 試験の結果について

面接後、受験者全員に合否を文書で通知します。

6. 欠格条項について

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。

※地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

など

7. 問い合わせ

登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部人事グループ（市役所本庁舎3階）

TEL（0143）85－1132